

# 多文化共生のまち福島推進指針（案）

## 【検討のたたき台】

令和2年●月 福島県福島市

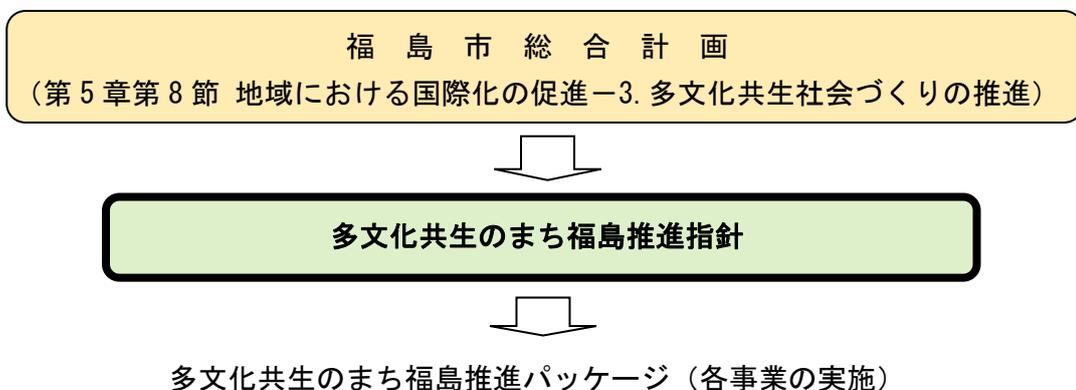
福島市の在住外国人の数は、東日本大震災を機に一時大幅に減少しましたが、震災からの復旧・復興に伴い着実に回復し、ピーク時の人数を上回る勢いで毎年増加の一途を辿っています。

また、国においては、入管難民法の改正などを通じ、外国人材の受入れ・共生に向けて外国人住民施策をより強力に、かつ、包括的に推進していく方針にあるため、本市においても、今後外国人労働者を中心に在住外国人の一層の増加が見込まれます。

それに加え、2020年には、本市において東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技が開催され、本市を訪れる外国人旅行者も大幅に増える見通しにあるため、同大会の開催を契機として、福島のまちづくりについて在住外国人と共に考え、地域社会のパートナーとしてさらに協働して活動して行けるよう、以下の基本指針を定め、「多文化共生のまち福島」を推進していくものです。

### 1 本指針の位置づけ

本指針の位置づけは次のとおりとし、毎年度の予算編成に合わせ、「多文化共生のまち福島」を推進していくための推進パッケージを取りまとめ、包括的に推進していくものとします。



### 2 多文化共生の意義と多文化共生施策の基本的な考え方

多文化共生の意義は、多様な言語・文化・習慣などを認め合い、在住する外国人を孤立させることなく、一人の市民として必要な情報やサービスが受けられ、安心して暮らせることであり、このことは本市が進める、「誰にでもやさしいまち ふくしま」・「住みよいまちづくり」にもつながり、地域社会の活性化に寄与するものです。

とりわけ、本市では、全国の人口推計と同様に、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化が見られ、地域の将来にわたる持続的発展への影響が懸念されています。

一方、こうした状況下にあっても、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等に代表される情報伝達手段の世界的な普及等により、福島に関心を持ち、また魅力を感じて訪れる外国人

旅行者の数は、年々増加しています。

また、労働分野においては、外国人材の受入を進めるための新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことで、本市においても外国人労働者の確実な増加が見込まれるところです。

本市ではこれまで、「地域における国際化の促進」に取り組み、多文化共生社会づくりの推進に努めてきましたが、これらの情勢を踏まえ、この多文化共生をより強力に推進していくためにも、受け入れる側の地域住民と、受け入れられる側の外国人や海外にルーツを持つ者とが、「心のバリアフリー」の理念のもと、異文化理解の向上に努め、共に寄り添い合いながら活力あるまちづくりを進めていくことが重要であるため、今後、外国人や海外にルーツを持つ者(以下「外国人等」という。)の受入環境整備に、一層取り組むこととしました。

### 3 外国人等との共生社会の推進に係る基本的な方針

**基本指針 1**： 外国人等が安心して本市を訪れ、暮らすことができるよう、**適切な情報伝達・共有手段の確保**に努めます。

#### (1) 行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：各種行政情報・公共案内・標識の多言語化、民間事業者も含めた福島市全体での多言語化の推進、やさしい日本語やピクトグラム等の導入、生活ガイドブックの配備、対応言語の段階的な拡充】

#### (2) SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人等への積極的な情報提供に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：外国人のSNS等による情報収集習慣、携帯用アプリの活用促進、多言語翻訳アプリや翻訳機器等の翻訳ツールの導入、オリパラを契機とした福島の魅力発信】

**基本指針2**： 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

(1) 海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者等に対して、日本語教育の充実を図ります。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：外国人の就学義務なし、日本語指導教員の配置、十分な日本語サポーターの派遣、日本語教室の活用促進、親子間・学校保護者間コミュニケーションギャップ解消】

(2) 国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：国際理解講座や国際交流イベントの定期的開催、新学習指導要領における外国語活動の体験的理解・言語活動、ALTの配置、若年世代の講座・イベント等参加】

(3) 在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：在住外国人ネットワークによるコミュニケーション支援、在住外国人ネットワークの団体紹介と活動紹介】

**基本指針3**： 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

(1) 外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：119番通報や避難・災害準備情報の優先的多言語化、三者通話や電話通訳等の活用促進、相談体制の確立、外国人が同様の生活サービスを楽しむ生活支援、オリパラのホストタウン登録を契機とした地域住民の意識啓発】

(2) ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：使いやすいフリーWi-Fiの整備、交通・観光サイン・ピクトグラムの導入推進、トイレの洋式化】

**基本指針4**： 日本人と外国人等が相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。

(1) 地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：地域コミュニティの多文化共生に関する意識の向上・啓発、国際交流イベント等の開催による異文化理解、外国人支援者との

ネットワーク構築支援、地域社会への参画促進】

(2) 外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め、外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：地域文化・習慣理解講座の開催、外国人のネットワーク化の促進、外国人による地域イベントや地域社会への参画、留学生等高度人材活躍促進】

(3) 誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない、安全・安心な共生社会づくりに努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：地域の絆づくりによる犯罪やテロ、重大事故、紛争等の抑止、防犯講習会等や交通法規等学習会への参加】

**基本指針5**： 外国人等の受入状況や在留外国人等の**ニーズ把握**に努め、地域の国際化や外国人等の受入に関する**施策の充実・強化**に努めます。

(1) 国際交流員（CIR）を任用し、国際感覚・視野のもと、国際化の推進を図ります。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：国際感覚・視野による施策展開、CIRの配置】

(2) 外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：基本指針フォローアップ、客観的データ収集】

**基本指針6**： 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

(1) 市・庁内において外国人等受入に係る横断的な推進体制を整備します。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：庁内調整を担う担当部署を設置、情報共有体制の構築、予算連動を意識した調整機能】

(2) 外国人等受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。

(リード文) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

【ポイント：本市国際化状況の情報の整理と公表、関係機関・団体との連携強化、役割分担と連携・協調による包括的推進】

